

# 株式会社ダイセキ環境ソリューション 横浜生麦リサイクルセンター

## I 浄化等処理施設

令和2年4月1日現在

### 1. 処理施設関係

(1) 企業名	株式会社ダイセキ環境ソリューション
(2) 施設名称	横浜生麦リサイクルセンター
(3) 施設の所在地	神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目2036-50
(4) 許可番号および許可取得年月日	第08510010001号 平成22年4月1日
(5) 処理方法	抽出処理
(6) 処理能力	400m <sup>3</sup> /日
(7) 処理前土壌の保管可能容量	462.50m <sup>3</sup>
(8) 受入可能な汚染物質と汚染状態	第1種特定有害物質(土壌溶出量基準の30,000倍以下とする)

## 2. 処理実績

### 2-1. 年間処理実績

(単位:t)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)受入量		13,413	19,999	28,628
(2)処理量(浄化等処理分)		13,693	20,114	25,021
(3)処理後土壌の発生量				
①処理後土壌のうち、浄化確認調査を行った浄化等済土壌の販売等	販売(利用)量	0	0	
	用途			
②処理後土壌のうち、浄化確認調査を行っていない土壌の利用等	利用量	0	0	
	用途			
③処理後土壌のうち、汚染土壌として処理を再委託した土壌	再委託量	13,693	20,114	24,760
	再委託先	セメント工場	セメント工場	セメント工場
(4)処理前土壌保管量(年度末時点)		159	16	628
(5)処理後土壌保管量(年度末時点)	浄化等済土壌	78	17	146
	処理後土壌	78	17	146

### 2-2. 法対象と法対象外の内訳

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)法対象と法対象外の件数	法対象	12(件)	20(件)	20(件)
	法対象外	11(件)	19(件)	12(件)
(2)法対象と法対象外の受入量	法対象	12,153t	12,667t	25,935t
	法対象外	1,260t	7,333t	2,693t
(3)法対象外土壌において汚染土壌管理票を使用しないケースの有無		1. ある	2. ない(全案件で管理票使用)	
(4)上記で「1. ある」の場合、使用しない理由(事情)				
(5)法対象外土壌における浄化確認調査の実施頻度と方法	実施頻度	100m <sup>3</sup> ごとに1回		
	調査方法	受入時の汚染物質に限定して調査を実地		

注) 平成29年度:平成29年4月～平成30年3月

平成30年度:平成30年4月～平成31年3月

平成31年度:平成31年4月～令和2年3月

## 3. 技術的能力関係

(1)統括管理責任者	1人	—
(2)運転維持管理担当者	4人	—
(3)大気関係公害防止担当者	2人	
(4)水質関係公害防止担当者	4人	
(5)ダイオキシン類関係公害防止担当者	0人	

### Ⅲ 分別等処理施設

令和2年4月1日現在

#### 1. 処理施設関係

(1) 企業名	株式会社ダイセキ環境ソリューション
(2) 施設名称	横浜生麦リサイクルセンター
(3) 施設の所在地	神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目2036-50
(4) 許可番号および許可取得年月日	第08510010001号 平成22年4月1日
(5) 処理方法	分別等処理
(6) 処理能力	942m <sup>3</sup> /日
(7) 処理前土壌の保管可能容量	2,007.70m <sup>3</sup>
(8) 処理後土壌の保管可能容量	3,501.30m <sup>3</sup>
(9) 受入可能な汚染物質と汚染状態	水銀及びその化合物、PCBを除く第2種及び第3種特定有害物質(濃度の上限値は無し)

## 2. 処理実績

### 2-1. 年間処理実績

(単位:t)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)受入量	216,135	148,954	12,664
(2)処理量(浄化等処理分)	204,940	151,891	13,084
(3)処理後土壌の発生量	204,940	151,891	13,084
(4)処理前土壌保管量(年度末時点)	885	429	0
(5)処理後土壌保管量(年度末時点)	7,446	1,381	192

### 2-2. 法対象と法対象外の内訳

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)法対象と法対象外の件数	法対象	28(件)	43(件)	6(件)
	法対象外	100(件)	83(件)	13(件)
(2)法対象と法対象外の受入量	法対象	20,998t	36,252t	6,636t
	法対象外	195,137t	102,054t	6,024t
(3)法対象外土壌において汚染土壌管理票を使用しないケースの有無	1. ある      2. ない(全案件で管理票使用)			
(4)上記で「1. ある」の場合、使用しない理由(事情)				

注) 平成29年度:平成29年4月～平成30年3月

平成30年度:平成30年4月～平成31年3月

平成31年度:平成31年4月～令和2年3月

## 3. 技術的能力関係

(1)統括管理責任者	1人	—
(2)運転維持管理担当者	4人	—
(3)大気関係公害防止担当者	2人	
(4)水質関係公害防止担当者	4人	
(5)ダイオキシン類関係公害防止担当者	0人	

### Ⅲ 定期測定実施状況

(1) 測定頻度について *該当しない場合無記入で可	処理施設からの排出水: 半年 に1回以上 周縁の地下水: 3か月 に1回以上 *排出口からの大気有害物質: 3か月 に1回以上
(2) 測定対象について	① 法対象、法対象外案件を問わず実施している。 ② 法対象のみ定期測定の対象としている。 ③ その他( )
(3) 測定項目について	① 全て法に規定される項目で測定している。 ② 法対象のみ法に規定される項目で測定している。 ③ その他( )

### Ⅵ その他

#### 1. 都道府県等への処理状況報告

(1) 報告実施状況	① 全案件について報告している ② 法対象案件のみ報告している ③ 求められたときのみ報告している ④ 報告はしていない
(2) 報告頻度	年 に1回 または ( )
(3) 報告の義務	① 報告の義務あり ② 任意の報告